

## 「自然災害への初期対応に関するガイドライン」

大田区立大森第十中学校

### 1 暴風警報・特別警報が発令された時の対応

- (1) 午前 7 時に大田区に「暴風警報または特別警報」が発令されている場合は、臨時休業とします。
- (2) 生徒登校後に大田区に「暴風警報または特別警報」が発令された場合は、「暴風警報または特別警報」が解除されるまで、生徒を学校に留め置きます。解除後に方面別の集団下校を実施します。
- (3) 午前 7 時以降大田区に「暴風警報または特別警報」の発令が無くても、安全上の理由から保護者の判断でお子様を自宅に待機させる場合には、欠席扱いにはなりません。その際には、必ずご連絡をお願いします。

### 2 震度 5 弱以上の地震が発生した時の対応

- (1) 生徒在校時に、大田区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、生徒を学校に留め置き、保護者による引き取り下校を実施します。保護者または代理人(引き取りカードに登録されている方)が引き取りに来られるまでは、生徒は学校でお預かりします。
- (2) 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合でも、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食実施後に保護者による引き取りを実施することを原則とします。

### 3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

- (1) 午前 0 時までに、蒲田駅・大森駅を含む J R 京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後 2 時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業とします。当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

※ただし、自然災害の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。